



行方市  
NAMEGATA

# 農委だより

第 34 号

令和4年6月

発行者 行方市農業委員会

編集者 広報委員会

〒311-1792

茨城県行方市山田2564-10

行方市役所北浦庁舎

TEL 0291-35-2111



## 主な内容

- 相対耕作について
- 農業者向けお知らせ
- 農地中間管理事業
- 農業委員活動報告

ご結婚を機に地元の東京を離れ、行方市独自の就農支援制度『なめがた新規就農活力応援補助金』を受け、奥様のご実家の農業後継者として就農されました玉造地区の山下三夫さんをご紹介します。

現在はご家族を中心に11名で、チューリップやひまわり、マリーゴールド等の花卉を年間15万鉢栽培しています。

今後は農業技術、生産性を向上させ、花卉栽培の規模を拡大していきたいと話してくれました。益々のご活躍を期待しております。

**農地の売買・貸借・転用などの農地法申請のメ切は毎月10日です**

# このような農地は、ありませんか？

- 昔から手続きをせずに口約束で、親戚や知人などに農地を貸して（借りて）いる
- 手続きが面倒だから、農地を更新せずにそのまま貸して（借りて）いる
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない
- 相続で取得した農地を、誰かが耕作している
- 自分の農地ではないが、親の代から耕作している

例えば、上記のような場合の農業委員会を通さない農地の貸し借りは、「**相対（ヤミ）耕作**」になります。

手続きをせずに相対（ヤミ）耕作を続けると、このようなトラブルが・・・

## 農地を貸しているかた（地主）

- ・農地を返してほしい時に、返してもらえない場合がある。
- ・農地を返してもらおう際、離作料等を請求される場合がある。
- ・20年以上に渡って貸借していた場合、民法第163条により、借り手に農地を取られてしまう場合がある。
- ・相続が発生した際、誰に貸しているのかわからなくなってしまう場合がある。

## 農地を借りているかた（農家）

- ・突然、地主に長年耕作している農地を返すように言われる場合がある。
- ・相続が発生した際、誰から借りているのかわからなくなる場合がある。



**農地の貸し借りは、必ず農業委員会への手続きが必要です！**

農地の賃貸借は、農地法第3条の許可のほか、農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づき、農地に貸借権等の権利（利用権）設定を行うこともできます。また、その際には農地中間管理事業を積極的に活用しましょう。ご相談は、農業委員・農地利用最適化推進委員までお問い合わせください。農地利用の集積・集約化を進めるためにも、相対（ヤミ）耕作解消にご協力をお願いします。

## 農地の適正な管理について（お願い）

耕作していない農地は雑草や雑木が繁茂し、病害虫の発生、花粉や種子の飛散または不法投棄や火災の要因になるなど、周辺農地に大変迷惑をかけることとなります。農地を所有する方は、農地の作付けをしない場合でも草刈り、枝払いを行うなどの適切な自己管理をお願いします。

耕作するのが難しい方や後継者がなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

**農地パトロールを実施しました**  
2月3日・4日・5日に、令和2年4月から令和3年3月までに転用許可・届出がされた分と前回実施の際に未着手や転用途中だった分を含め、パトロールを実施しました。  
今回は市内全73箇所について、現地確認を行いました。  
パトロールの結果、未着手箇所が見受けられたことから、地区担当委員が指導に当たりました。

## 農作業時にはご注意ください！

- ◎トラクターやコンバイン等の農業用機械に、付着した土は落としてから走行しましょう。
- ◎農地の土、作物や草等は道路や側溝にはみ出ないようにしましょう。
- ◎刈り取った草などは道路に放置しないようにし、歩行者や車両の交通の妨げにならないようにしましょう。



# 農地中間管理事業を活用しませんか？

農地中間管理事業とは、農地を貸したいという農家（出し手）から、担い手農家（受け手）へ農地利用の集積と集約化を支援していく事業です。

## 機構で借り受ける農地の主な基準

- 農業振興地域内にある農地であること
- 原則 10 年以上の貸付が可能であること
- 隣接地との境界が確定されていること
- 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- 再生が難しい遊休農地や隣接道路が狭い等、利用が困難な農地でないこと

## 茨城県農地中間管理機構（農地バンク）

借受

### メリット

- ・賃料は機構から確実に支払われ、期間満了後の農地は確実に戻ります（継続更新も可）。
- ・受け手が契約中に引退しても、機構が次の受け手を探します。

### 貸付希望者（出し手）



- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

貸付

### 借受希望者（受け手）



- 規模拡大
- 新規参入

### メリット

- ・長期の借入により安定的な営農が図れます。
- ・農地の集約化が図れます。

○問い合わせ 行方市農林水産課（北浦庁舎）Tel 0291-35-2111

## 農業者年金で安心・豊かな老後に備えましょう！

3つの要件を満たしていればどなたでも加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者の方
- ②年間60日以上農業に従事の方
- ③60歳未満の方

### 特徴とメリット

- ・保険料の全額は社会保険料の控除対象となり、節税効果があります。
  - ・保険料は月額2万円から6万7千円まで自由に設定でき、随時変更が可能です。
  - ・積立方式のため、自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。  
（仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。）
  - ・35歳未満で一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助があります。（最大1万円）
- ※詳しくは、農業委員会事務局またはJAなめがたしおさい各支店までお問い合わせください。



## 現況届の提出が必要です

農業者年金を受給されている方は、お手元に「現況届」の用紙が郵送されておりますので、期限内に必ず提出してください。

提出されなかった場合には、年金の支払いが一時差し止められる事もあります。

◆提出期限◆ 6月30日（木）

◆提出先◆ 農業委員会事務局（北浦庁舎）・麻生総合窓口（麻生庁舎）・玉造総合窓口（玉造庁舎）

※最寄りの庁舎へ提出して下さい。  
なお、郵便ポストへは投函しないようお気を付け下さい。

## 梅の収穫・販売のお知らせ

遊休農地解消事業の一環として、梅の苗木を植えてから18年目を迎えました。今年も収穫及び販売を行いますので、ぜひ参加ください。

●日時 6月11日（土）

●場所 午前9時から午後2時まで  
手賀地区玉寿荘となり

※主催

玉造地区遊休農地活用実践協議会

# 農業委員会活動報告

○ 2021年～

- 12月2日 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会  
(オンライン開催)
- 9日 市長へ農業施策に関する要望書提出  
第5回役員会
- 23日 第13回総会

● 2022年～

- 1月25日 第1回総会、農地部会、農政部会
- 26日 行方市農業再生協議会臨時総会(書面決議)
- 2月2日 農地パトロール(麻生地区)
- 3日 農地パトロール(北浦地区)
- 4日 農地パトロール(玉造地区)  
農業者年金加入推進戸別訪問
- 21日 農業振興地域整備促進協議会
- 25日 第2回総会
- 3月11日 第17回女性の農業委員会活動推進シンポジウム(オンライン開催)
- 23日 農業委員会行方地域協議会理事会
- 25日 第3回総会
- 4月13日 農業委員会行方地域協議会総会  
第1回役員会
- 25日 行方市農業再生協議会監査  
第4回総会、広報委員会
- 5月11日 広報委員会
- 16日 農業委員会会長・事務局長会議  
病虫害防除対策協議会総会
- 25日 第5回総会
- 31日 令和4年度全国農業委員会会長大会  
農業委員会行方地域協議会理事会

## 事業予定

- 6月27日 第6回総会、農地部会、農政部会
- 28日 農業振興地域整備促進協議会
- 7月 下旬 農地パトロール

## 令和3年度の主な議案審議件数

事由	件数
	面積
農地法3条 (農地のままでの権利移動)	160 52.5ha
農地法4条 (自己転用)	14 1.0ha
農地法5条 (権利移転を伴う転用)	56 9.9ha
利用権設定 (農業経営基盤強化促進法による貸借)	380 144.4ha



農家の経営とくらしに  
役立つ情報が満載!

農業を取り巻く情報を、わかりやすく的確にお  
伝える全国農業新聞をおすすめします。

●発行日 毎週金曜日(月4回)

●購読料 月額700円  
(農協・銀行口座振替可)

●申込 農業委員会事務局または  
お近くの農業委員まで

## 令和4年度貸借料情報(10aあたり)

- ◆田の部(主たる作物:水稲・大豆)  
平均額 12,200円
- ◆畑の部(主たる作物:甘藷)  
平均額 10,000円

※貸借料の情報は、諸条件により異なります  
ので、これを参考に契約される場合は  
両方で諸条件を勘案して決定ください。

## 編集後記

鬱陶しいこの季節、作物にとっては恵  
みの雨でしょうか。水無月〓皆付きと  
の説も。

ところで、行方市の農業人口は減少  
傾向が続いています。それに伴い、住民  
の農業に対する関心や理解度が低下  
していると感じる事例が増えているよう  
な気がします。

例えば、農業用機械の騒音や堆肥の  
匂い、道路に落ちた泥等に対する苦情  
等。

農家においては、相続した農地が何  
処にどれだけあるのか、自作なのか、貸  
し借りしているのか。

家族農業が主流の時代であれば、少  
しは知る機会もあったかもしれないと思  
いつつ、少しでも相对耕作を解消できれ  
ばと今回記事に致しました。農業も時  
代の変化に対応できるよう、農業の明る  
い未来の為に考えなくてはいけない時期  
が来ているのではないのでしょうか。

(広報副委員長 平塚 実記)

## 広報委員会

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 根崎 和枝 |
| 副委員長 | 平塚 実  |
| 委員   | 古渡 武文 |
| 委員   | 横瀬 忠美 |

■無断転載・複製等禁止